

会議記録（1）

会議名称	令和3年度第3回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会			
開会及び 開会日時	令和3年11月29日（月） 午後1時30分から午後2時30分			
開催場所	北本市文化センター 第4会議室			
議長氏名	会長 関口 明			
出席 委員(者) 氏名	林田 幸子、岩崎 祥江、田村 恵司、福山 史江、若山 銀一郎、 鈴木 義信、山田 憲次、中村 忠文、河野 博朗、佐藤 道子、 関口 明、今井 定好、青木 伸一			
欠席 委員(者) 氏名	柿崎 広、伊東 祐一			
説明者の 職員氏名	保険年金課長 佐々木 由美子		保険年金課主査 五十嵐 亮太	
事務局 職員氏名	健康推進部長 保険年金課主査	古海 史予 五十嵐 亮太	保険年金課長 保険年金課主任	佐々木 由美子 小峯 明人
会議次第	1 開会 2 諮問 3 挨拶 4 議事録署名委員の選出 5 議事 (1)国保事業費納付金・標準保険税率の秋の試算結果について（報告） (2)令和4年度北本市国民健康保険税について (3)その他 6 閉会			
配付資料	会議次第 資料1 令和4年度国保事業納付・標準保険税率【秋の試算】 資料2 令和4年度北本市国民健康保険税について 令和3年度北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿			

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>委嘱状交付 古海健康推進部長</p>
会長	<p>北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承されました。</p> <p>また、北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承されました。</p> <p>【傍聴人なし】</p>
事務局	<p>1 開会 本日の会議は、委員15名中、出席者13名、欠席者2名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数の委員のご出席をいたしておりますので本会議は成立いたしますことをご報告します。</p>
	<p>2 諒問 古海健康推進部長</p>
会長	<p>3 挨拶 会長 関口 明氏（一略）</p>
事務局	<p>4 議事録署名委員の選出 署名委員 今井 定好氏 青木 伸一氏</p>
	<p>5 議事 それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を関口会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。 まず、（1）国保事業納付金・標準保険税率の秋の試算結果について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 資料1を示して説明 —（一略）</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委員	<p>標準保険税率は2方式となっていますが、北本市においても現行の4方式から2方式へ変更しなければならないのでしょうか。</p>
事務局	<p>埼玉県の国民健康保険運営方針によりますと令和9年度には、2方式にすることを目標としていますので、それに向かって取り組んでいく必要があります。</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
議長	他に質問はないようですので、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員	「はい。」という声あり。
議長	続きまして、（2）令和4年度北本市国民健康保険税について、事務局から説明願います。
事務局	— 資料2を示して説明 — （一略一）
議長	事務局より説明がありました、資料2⑥北本市国民健康保険事業特別会計の将来推計によりますと、このまま税率改正を行わない場合には、令和5年度には不足額が約3億3,900万円となり、令和5年度以降の国保財政の健全な運営が困難になるとの説明がありました。 のことから、税率改正については、やむを得ないと考えますが、皆様いかがでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	異議がないようですので、税率改正につきましては、やむを得ないということでご了承いただきましたので、事務局から説明のありました改正案等について、質問や意見等はありますか。
委員	納付金について、令和6年度以降は対前年比で減額となっているのに対して、令和5年度のみ増額となっているのはなぜでしょうか。
事務局	納付金につきましては、一人当たりの納付金の金額が年々増加していくのに比べ被保険者数は年々減少している状況ですが、令和5年度までは被保険者数の減少よりも納付金の上り幅のほうが大きくなっているため、増加傾向となっています。しかしながら、団塊の世代が大幅に抜ける令和6年度以降は減少に転じていくこととなります。 また、令和4年度までは一人当たりの納付金額が大幅に上昇しないよう、激変緩和措置が講じられていましたが、令和5年度にはなくなってしまうことも影響しています。
委員	税率改正により保険税額を増額する上で、個人の負担をなるべく軽減させるのか、もしくは、基金の繰入れを抑え個人の負担を増やすのか、どちらが良いのでしょうか。
事務局	保険税により賄えない不足分につきましては、基金を繰入れて対応することとなります。現在の見込みでは、税率改正を行わない場合、令和5年度には、基金の繰入れだけでは賄えない状況となってしまいます。そのため、保険税を増額していくことになりますが、個人の負担をなるべく軽減させられるよう、令和4年度及び令和5年度で基金の繰入れを最大限に活用した改正案となっています。

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
委員	3つの改正案のそれぞれの特徴を教えてください。
事務局	<p>改正案Aにつきましては、現行税率の考え方をそのまま引き継いだものとなっており、各ケースにおいて一人当たり増額幅が比較的小さいものとなっています。しかしながら、令和9年度までに2方式へとする県の運営方針からは離れたものとなりますので、いずれ均等割額の引き上げが必要となります。</p>
	<p>改正案Bにつきましては、現行の4方式から2方式へ向けた改正案となっており、本市の被保険者の構成割合が最も高いケース1において資産なしの場合、一人当たりの保険税の増額が最も小さいものとなっているため、一定以下の所得層にとっては負担の小さいものとなります。本市の所得段階別世帯数及び被保険者数の構成割合をみても、所得額が0～100万円以下の世帯が多くを占めている状況となっています。</p>
	<p>改正案Cにつきましては、2方式へ変更した改正案となっており、資産なしの場合には改正案Aと改正案Bを比べると、ケース1, 2においては負担が大きくなっていますが、資料2の一人当たりの保険税額の増額幅が最も小さいものとなります。また、均等割の増額幅が最も大きいものとなっていますが、均等割には、一定の所得を下回る方には7割・5割・2割の軽減措置を適用することができます。この軽減額に対しては、国と県からの補助として基盤安定負担金がありますので、均等割の増額幅が大きくなればその分、補助額も大きくなり、国保の収入が増加し、個人への負担を抑えることができます。基金繰入の観点からも改正案Cが最も基金繰入を抑えることができ、県が示す標準保険税率の統一に向けて一步前進した改正案となります。</p>
委員	<p>埼玉県内において、将来的に2方式にしていくとのことでしたが、現在、2方式及び4方式を採用している自治体はそれぞれどのくらいあるのでしょうか。また、令和9年度までに目指す保険税率と比べ、現在の北本市の保険税率はどのような状況となっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>埼玉県内におきましては、4方式を採用している自治体が22市町村となっており、うち10市町村が2方式への変更を検討している状況です。また、2方式を採用している自治体は41市町村であり、近隣市の上尾市、桶川市、鴻巣市、伊奈町が2方式を採用している状況です。</p>
	<p>北本市の保険税の状況としましては、所得割については、本庄市と並んで県下で一番高くなっています。資産割については、現在採用している自治体の中で13番目、均等割については、63市町村中55番目で低い水準となっています。</p>
	<p>また、令和9年度までに目指す保険税率につきましては、資料2⑤埼玉県国民健康保険運営方針でお示しした通り、県が示す標準保険税率となりますので、将来的にはこちらの税率へ近づけていくことが必要となります。標準保険税率と比較しますと、均等割につきましては、大きく乖離している状況となっています。</p>
委員	<p>市の基金につきましては、いつまであるのでしょうか。</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	基金につきましては、令和4年度及び令和5年度において負担軽減のために活用してしまう予定となっています。
委員	そのような状況であるならば、埼玉県国民健康保険運営方針において、令和9年度までに県内市町村における国民健康保険税の標準化を行っていく上で、4方式から2方式への変更は必須となるため、基金があるうちに実施しておくという考え方がいいかと思います。
委員	基盤安定負担金について、改正案によって金額が異なっているのはなぜでしょうか。
事務局	基盤安定負担金とは、均等割の金額に応じて国や県から支給されるものであり、均等割が大きくなれば、その分、基盤安定負担金の額も大きくなります。そのため、均等割の金額が一番大きい改正案Cの基盤安定負担金が一番大きくなっています。
委員	今回の保険税の改正において、4方式から2方式へ変更することによって、一定以下の所得層の方の負担を一気に上げない方がよいのではないかと思います。
委員	今後も国民健康保険加入者の所得額の構成については、現状と同様で推移していくのでしょうか。
事務局	昨年度と比較してもほとんど構成率に差がないような状況ですので、今後につきましても、同様に推移していくものと考えています。
委員	所得水準の低い方が多い中で、改正案Cの場合、影響が大きいのではないでしようか。
事務局	お見込みのとおり、改正案Cの場合には、所得割や資産割は減額となっておりますが、所得水準の低い方にとっては、あまりメリットがなく、反対に均等割の増額は直接影響してしまうため、保険税の増額による影響が大きくなります。 また、本市におきましては、いずれの改正案につきましても基金があまりない状況ですので、所得割や資産割、平等割を引き下げた場合には、その分、均等割を増額して対応していかなければなりませんので、どうしても所得水準の低い方には影響が出てしまうこととなります。
議長	他に質問はないようですので、本日の議題（2）令和4年度北本市国民健康保険税について事務局より提示された改正案A、改正案B、改正案Cについて、税率改正の方向性についてどちらを採用したらよいか、ということで皆様からの意見が出揃ったということで採決に移ってもよいでしょうか。
委員	－ 異議なし －

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
議長	それでは、改正案A【4方式の、所得割0.4%の減少、均等割18,700円の増加】がいいと思われる方。
委員	— 挙手なし —
議長	改正案B【4方式の、所得割0.2%の増加、資産割7.5%の減少、均等割17,300円の増加】がいいと思われる方。
委員	— 挙手なし —
議長	改正案C【2方式の、所得割0.4%の減少、資産割15%の減少、均等割26,000円の増加、平等割5,000円の減少】がいいと思われる方。
委員	— 挙手11名 —
議長	<p>ただいま採決を行いましたところ、途中退席者2名を除く11名全員が改正案Cとなりました。つきましては、令和4年度以降の保険税につきましては、改正案Cを採用することに決定しました。</p> <p>改正案Cは県の運営方針で定められている2方式を採用したものとなっています。しかしながら、県の運営方針では、令和9年度には、県の標準保険税率への統一が目標として掲げられています。このため、医療分及び支援分の所得割については、段階的に減額し、また、医療分の資産割・平等割については廃止、均等割については段階的に引上げたうえで、医療分の均等割に資産割・平等割の減額分を増額し、支援分の均等割について、所得割の減額分を増額しています。介護分については、標準保険税率との乖離があるため、所得割、均等割とも段階的に増額になっています。</p> <p>令和2年度の税率改正時には、将来的に2方式になることを見据え、資産割を29%から15%に引き下げたと記憶しております。改正案Cについては、県の運営方針で定められている2方式を採用したものなっており、県が示す標準保険税率の統一に向けて一步前進した案と思い、皆様もそこを一つの判断材料にされたのかと思います。</p> <p>保険税の引き上げは、被保険者の皆様の生活に直結する大変重要な問題ですので、事務局には、本採決を参考に慎重に決定していただきますよう、お願ひいたします。</p>
	それでは、（3）その他について、事務局からお願いします。
事務局	今回の会議の中で決定いただいた税率改正の考え方をもとに、年明け1月に埼玉県において提示される納付金の本算定額及び標準保険税率を踏まえ、次回の会議にて、令和4年度以降の国民健康保険税率を決定することとなります。そのため、次回の開催は、年明け1月頃を予定しておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。
議長	以上で、予定されていたすべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>6 閉会 副会長 佐藤 道子 氏 (一略一)</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第3回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。</p> <p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。</p> <p>令和 3年 12月 8日</p> <p>会長 <u>関口明</u></p> <p>署名委員 <u>今井定好</u></p> <p>署名委員 <u>青木伸一</u></p>